

保発 0326 第 28 号  
令和 6 年 3 月 26 日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係  
省令の整備に関する省令の一部を改正する省令の公布について ( 通知 )

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令 ( 令和 6 年厚生労働省令第 53 号 ) が本日公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されるところである。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その取扱いに当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

## 記

### 1 改正の趣旨

労働者災害補償保険法 ( 昭和 22 年法律第 50 号 ) における介護 ( 補償 ) 等給付の額が見直されることに準じて、雇用保険法等の一部を改正する法律 ( 平成 19 年法律第 30 号 ) による改正前の船員保険法 ( 昭和 14 年法律第 73 号 ) の規定による介護料の額について、同様の見直しを行う。

### 2 改正の内容

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令 ( 平成 21 年厚生労働省令第 168 号。以下「整備省令」という。 ) による改正前の船員保険法施行規則 ( 昭和 15 年厚生省令第 5 号 ) 第 76 条の 3 の規定による介護料の額を次のように改定する。

#### ( 1 ) 常時介護の状態にある場合

介護費用を支出して介護を受けた場合 ( 整備省令第 1 条の 2 第 1 項第 1 号イ及びロ )

- ・ 最高限度額 177,950 円

- ・ 最低保障額 81,290 円  
介護費用を支出しないで親族等から介護を受けた場合（同号八）
- ・ 一律定額 81,290 円
- （ 2 ） 随時介護の状態にある場合  
介護費用を支出して介護を受けた場合（同条第 2 項）
- ・ 最高限度額 88,980 円
- ・ 最低保障額 40,600 円  
介護費用を支出しないで親族等から介護を受けた場合（同条第 2 項）
- ・ 一律定額 40,600 円

### 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

### 4 経過措置

改正省令の施行日（令和 6 年 4 月 1 日）前に受けた介護に係る介護料の額の算定については、なお従前の例による。